

広島県立文書館 収蔵文書展

広島 県の市町村合併

平成 28 年 3 月 28 日 (月)

▶ 6 月 11 日 (土)

1,174

23

----- 県境
----- 郡境
----- 市境
----- 町村境
----- 旧町村境

▼はじめに

広島県では、明治二十一年（一八八八）に一、一七四の区町村が存在していましたが、明治、昭和、平成の三度に及ぶ「大合併」を経て、現在では二三の市町に再編されています。合併によって、財政基盤の強化や行政効率の向上などの成果が上がりましたが、その一方で周辺部の活力低下や住民と行政との距離拡大などの課題も指摘されています。

本展では、広島県立文書館が所蔵する行政文書や古文書の中から、明治時代以降の市町村合併の経緯を跡付けることができる資料を紹介し、その歴史的意義について考えてみたいと思います。

もんじょかん
広島県立文書館

一 戦前の市町村合併

市町村は、明治二十一年（一八八八）に公布された市制・町村制によって、地方自治制度上の行政単位として位置付けられました。市制・町村制の施行に当たっては、江戸時代以来の地縁共同体としての町や村を再編成し、徴税、戸籍、土木、教育などの行政事務を独立して遂行することができ、自治体を造成することを目指して、全国的に町村合併が推進されました。いわゆる「明治の大合併」で、町村の標準規模を三百戸から五百戸（概ね小学校一校の学区に相当）として合併を進めた結果、全国の自治体数は約五分の一に減少しました。

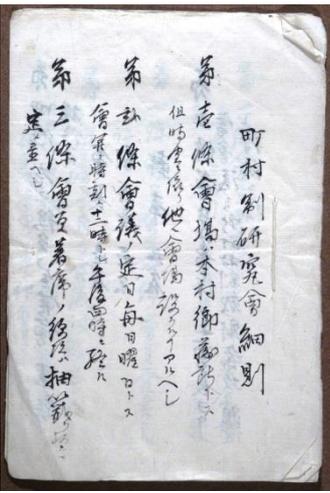
広島県では、明治二十一年末に存在した一、一七四の区町村が、翌年末までに一市（広島区に市制施行）・四六四町村に集約されましたが、減少率は全国平均の半分程度に留まりました。

その後、明治後期から大正、昭和初期にかけて、県内各地域で小規模な町村合併が進められ、尾道・呉・福山・三原市に市制が施行された結果、昭和二十年（一九四五）までに五市・三四二町村に再編されました。



市制及町村制公布の上諭
明治21年4月17日

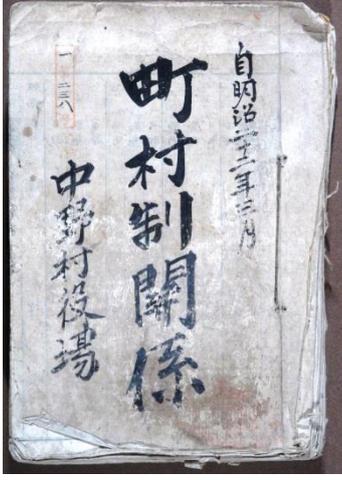
【芸北町役場収集文書 198912/832】



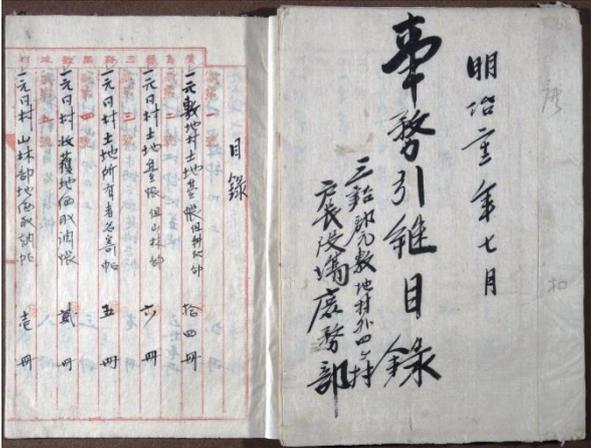
町村制研究会細則
【奥家文書 200805/近代 64 所収】
町村制の公布後に、三谿郡敷地村（現在の三次市吉舎町敷地）で開催された「町村制研究会」の細則。この研究会は、敷地村ほか4ヶ村の戸長であった奥徳十郎が会長を務め、村の有力者21名を会員として、毎週日曜日に開催された。町村制の内容を研究し、必要な行政事務を遂行するために開催されたものとみられる。



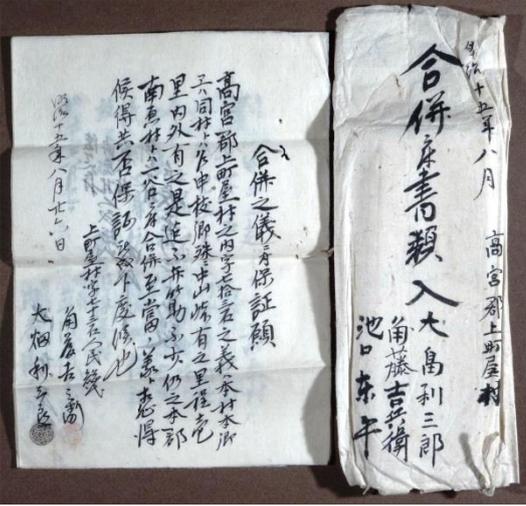
『市制町村制義解 附理由』明治21年6月
【延藤家文書 199110/520】
『傍訓 市制町村制註解 附理由書』
明治21年8月【三吉家文書 199007/2964】
市制・町村制の解説書で、市制（7章133条）及び町村制（8章139条）について、条文ごとに注釈を施している。また、法律制定の理由書も添付されており、市制・町村制が国家の基礎を強固にするための制度であることが明記されている。



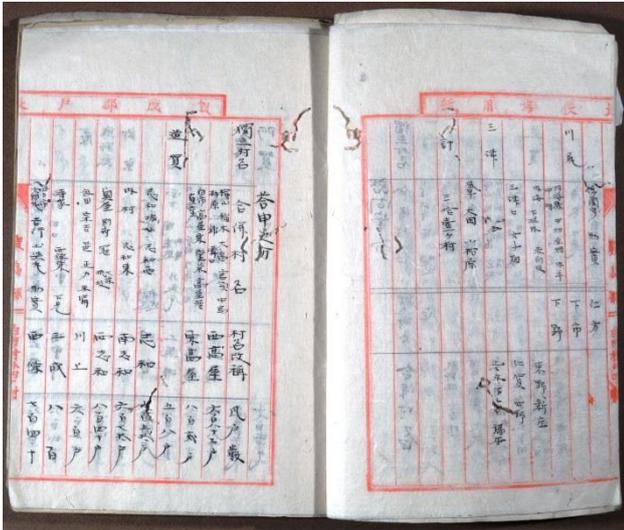
町村制関係 明治22~38年 中野村役場
【芸北町役場文書 198911/375】
明治22~38年（1889~1905）に山県郡中野村役場が郡役所等から収受した、町村制関係の通達などを綴った文書。町村制の施行によって新たに実施することになった村会議員選挙などの文書が含まれている。明治22年に山県郡内10ヶ村の合併によって成立した中野村は、その後昭和31年（1956）に美和村・八幡村・雄鹿原村と合併して芸北町（現在の山県郡北広島町）となった。



事務引継目録 明治22年7月 三谿郡元敷地村外四ヶ村戸長役場庶務部・賦税部【奥家文書 200805/近代 64 所収】
元敷地村外4ヶ村戸長役場から、合併後の吉舎村役場に引き継がれた戸籍簿や土地台帳などの文書の目録。



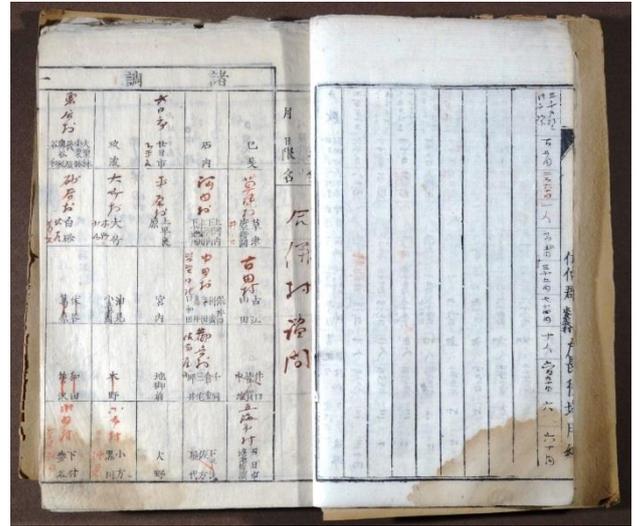
◀ 合併之儀ニ付保証願
明治15年8月
【重清家文書 198819/1708】
広島県内では、「明治の大合併」よりも前に、一部の町村で合併や境界変更が行われ、明治15年（1882）には県内一円で飛地や錯雑地の組み替えが実施された。
この資料は、高宮郡上町屋村（現在の広島市安佐北区可部町上町屋）の飛地・七十三石の住民が、地理上の不便解消を求めて南原村（同・可部町南原）への合併を求めたものである。



町村制施行に関する書類 明治21~22年

【福原家文書 199201/2431】

明治21年(1888)前後に賀茂郡白市村(現在の東広島市高屋町白市)ほか4ヶ村の戸長を務めていた福原家の文書で、町村制の施行に関する通達等が綴られている。この中に、賀茂郡の合併計画の諮問案とそれに対する答申の内容が記載された文書があり、合併計画の検討過程を具体的に知ることができる。

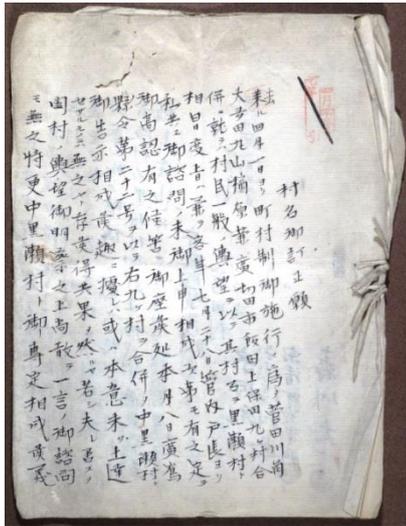


町村制実施二関涉ノ書類纏 明治21年8月~

下村外一ヶ村戸長役場【県史編さん室収集資料】

市制・町村制公布2ヶ月後の明治21年(1888)6月13日、内務大臣訓令によって、町村の規模をおよそ300戸以上とする標準が示され、これを受けて「明治の大合併」の動きが本格化した。広島県では、県の指示によってそれぞれの郡役所で合併計画を策定したものとみられ、その計画をまず管内各町村の戸長、次いで町村会議員、名望家層に諮問し、修正を加えた上で施行している。

この資料は、佐伯郡下村・麦谷村(現在の広島市佐伯区湯来町下・麦谷)の戸長役場が、町村制実施に関する佐伯郡役所からの通達などをまとめたもので、佐伯郡内の合併計画やその検討過程を具体的に知ることができる。



◀ 村名御訂正願

明治22年4月13日【平賀家文書 198803/219】

「明治の大合併」により、賀茂郡菅田村(現在の東広島市黒瀬町菅田)などの9ヶ村が合併して、中黒瀬村が成立した。この合併については、明治21年(1888)7月28日に管内の戸長を通じて9ヶ村の有力者に諮問があり、合併に異論はないが、村名を「黒瀬村」にしてほしいと答申していた。しかし、翌22年3月8日の県令甲第22号で「中黒瀬村」と告示されたため、広島県知事に対して村名の訂正を要望した。この資料はその嘆願書で、「我村ハ、今日ニ於テ、社会上最重ナル自名ノ撰定権ニ与ル事ヲ得ズ、自然将来独立ノ村位ヲ失ヒタルモノト可相成、我等村民ノ不幸ハ是ニ至テ極ラントス」と述べて再考を求めたが、聞き届けられなかった。

◆ 山県郡内の役場 【『山県郡写真帖』[大正7年(1918)発行]】



おおさきの 大朝村役場 大正元年(1912)改築

みぶの 壬生町役場 ▶

明治17年(1884)建築



あんの 安野村役場 明治32年(1899)建築



かみの 上殿村役場 明治30年(1897)建築

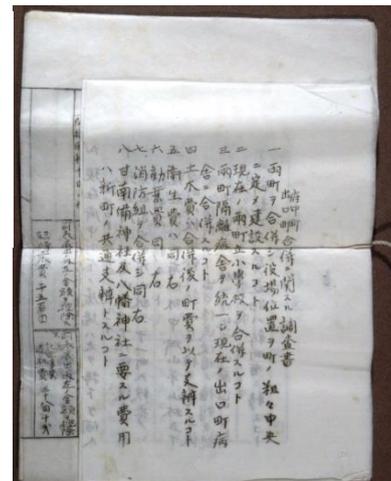
中野村	雄鹿原村	八幡村	筒賀村	殿賀村	加計村	安野村	原村	都谷村	吉坂村	町村名																												
細見村	川小田村	奥中原村	才乙村	奥原村	土橋村	苅屋形村	草安村	南門原村	大利原村	橋山村	荒神原村	中祖村	宮地村	雲耕村	政所村	西八幡原村	東八幡原村	上筒賀村	中筒賀村	下筒賀村	下殿河内村	津浪村	加計村	坪野村	穴村	下石村	上石村	海志寺村	志路原村	西宗村	中原村	長笹村	戸谷村	都志見村	吉木村	阿坂村	今吉田村	旧町村名
字 奥中原										字 政所					字 東八幡原		字 中筒賀		字 下殿		字 加計		字 穴		字 中原						字 都志見		字 今吉田		役場の位置			

上殿村	戸河内村	本地村	壬生村	南方村	八重村	川迫村	新庄村	大朝村	山廻村	町村名																										
上殿村	戸河内村	本地村	丁保余原村	川井村	惣森村	川東村	川西村	壬生村	木次村	南方村	有間村	寺原村	後有田村	今田村	春木村	古保利村	有田村	石井谷村	舞網村	蔵迫村	中山村	川戸村	岩戸村	宮迫村	新庄村	田原村	大朝村	筏津村	大塚村	小塚村	米沢村	大暮村	移原村	高野村	溝口村	旧町村名
			字 壬生		字 南方		字 今田				字 蔵迫			字 新庄		字 大朝			字 移原			役場の位置														

※本地村、戸河内村、上殿村は、単独で村制施行。



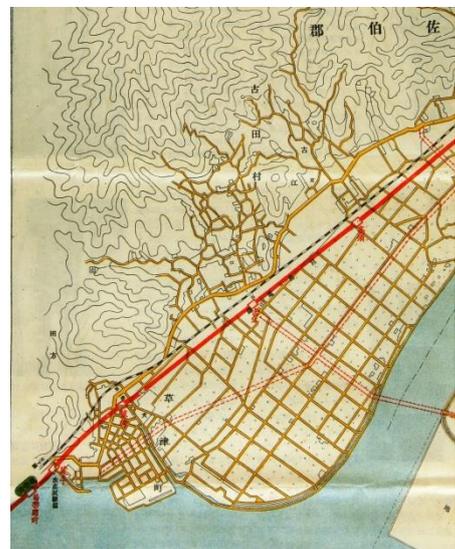
府中町・出口町合併二関スル調査書 ▶
 【延藤家文書 199110/715】
 大正 14 年(1925) 2 月 1 日、芦品郡府中町と出口町が合併し、府中町（現在の府中市）が成立した。この資料は、合併前の大正 8～9 年と合併後の同 14 年に府中町長を務めた延藤吉兵衛重醇の家に伝来したもので、府中町と出口町の合併に関する事前調査書である。



◀ **調査報告書 昭和 2 年 12 月 広島市域拡張対策調査委員会**
 【小川家文書 200603/4-5/2】
 昭和 4 年(1929) 4 月 1 日、佐伯郡草津町、古田村、己斐町、安佐郡三篠町、安芸郡牛田村、矢賀村、仁保村の 7 町村が広島市に編入された。この資料は、昭和 2 年 12 月に、草津町が広島市への編入による影響を調査・分析した報告書である。



『最新大広島市街地図』(部分) ▶
 昭和 4 年 3 月 広島・廣文館
 【長船友則氏収集資料 200407/854】
 佐伯郡草津町などの 7 町村が広島市に編入される直前の昭和 4 年(1929) 3 月に出版された広島市街地図。右の写真は、草津町付近の部分。



広島市役所
 (上) 中島新町の旧庁舎 [大正 15 年(1926) 発行『広島県写真帖』] 【図書 A000/2】
 (右) 国泰寺町に新築された庁舎 ▶
 [昭和 3 年(1928) 3 月 28 日竣工「広島市庁舎新築記念」絵葉書] 【長船友則氏収集資料 200407/1619/3】



二 「昭和の大合併」

戦後、昭和二十二年（一九四七）に地方自治法が公布され、住民自治と団体自治を基本理念とする新たな地方制度が始まりました。市町村の役割は拡大・強化され、新たに中学校の設置・管理、消防、社会福祉等の事務を担うことになりました。これらの事務を効率的に処理するためには、市町村の規模を合理化する必要があります。全国的な合併政策が推進されました。これが「昭和の大合併」で、昭和二十八年の町村合併促進法では、町村の標準規模は概ね八千人以上（中学校一校の設置・管理を効率的に行うために必要な人口）とされ、昭和三十六年までに全国の市町村数は約三分の一に減少しました。

広島県では、昭和二十八年五月に因島市が設置され、同年十月の時点で六市・三二三町村が存在していましたが、町村数は全国で五番目に多く、その九割が人口八千人未満で、財政基盤も脆弱でした。県は、町村合併促進基本計画を定めて合併を推進し、合併に伴う紛争の処理や、合併勧告などを行いました。その結果、昭和三十六年までに、県内の市町村は一二市（松永・府中・三次・庄原・大竹・竹原市が市制施行）・九八町村に再編されました。



「町村の規模合理化について」
昭和28年1月1日 広島県
【行政資料 2050/03/45】

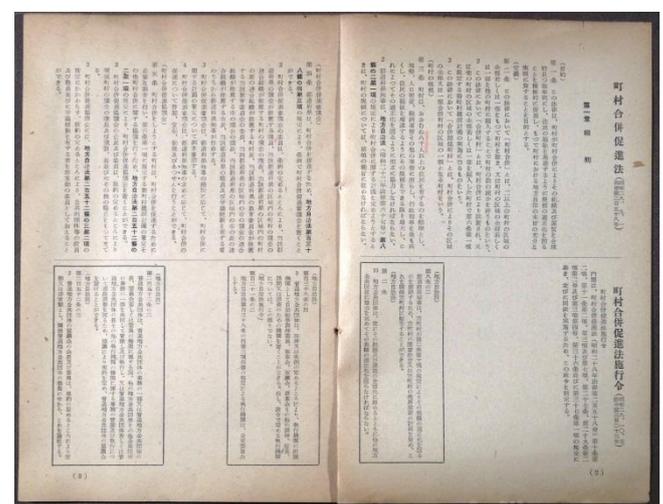
「因島市（仮称）設置の案」
昭和27年12月 広島県
【県行政文書（旧長期保存文書）100592 所収】
広島県は、昭和27年（1952）10月に策定した町村合併計画を具体化するために、各地方事務所に指示して「合併のしおり」を作成し、関係町村に配布した。この資料は、御調郡中庄村、三庄町、土生町、田熊町、重井村、大浜村と豊田郡東生口村の7町村の合併による因島市設置の参考資料として作成されたもの。



因島市制施行祝賀パレード【旧因島市役所所蔵】
昭和28年（1953）5月1日、広島県内で6番目の市として因島市が誕生した。

郡	町	村	合併後
佐伯郡	佐伯町	佐伯町	佐伯町
	佐伯町	佐伯町	佐伯町

町村合併計画書 昭和28・29年度 広島県【県行政文書 S01/90/297】
昭和29年（1954）5月17日、広島県は、町村合併計画草案を広島県町村合併促進審議会に諮問し、5月19日に概ね適正かつ合理的なものであるとの答申を受けた。
この計画は、当時の272町村を98町村に集約しようとするもので、県は早期の実現を目指して合併を推進した。



「町村合併促進法令集」 広島県【県行政文書 S02/2007/1 所収】
昭和28年（1953）10月1日に、3年間の時限立法として施行された町村合併促進法とその関係法令を収録した資料。この法律では、概ね人口8,000人以上を町村の標準規模とし、都道府県に町村合併促進審議会・協議会を設置して合併を推進するとともに、合併に際して新町村建設計画を策定することなどを規定している。
広島県では、これを受けて、同年11月1日に広島県町村合併促進審議会を設置し、町村合併促進基本計画を定めて合併を推進した。

「昭和の大合併」前の市町村

- 県境
- - - - - 郡境
- ===== 市境
- ===== 町村境
- 旧町村境



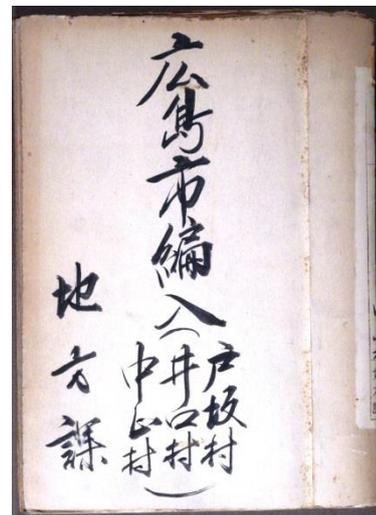
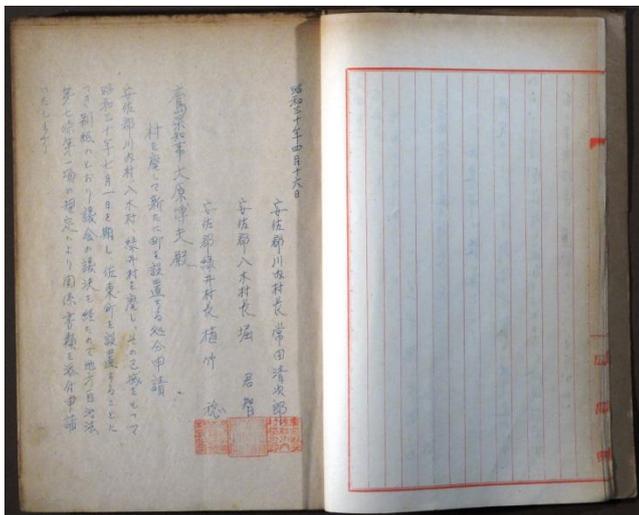
※ 郡境・市境・町村境は、合併後のもの。

安佐郡佐東町・安古市町設置一件 ▶

昭和30年度

【県行政文書(旧長期保存文書)100577】

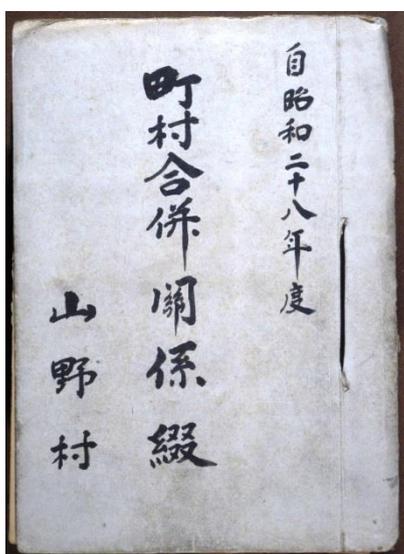
昭和30年(1955)7月の安佐郡佐東町(八木村, 緑井村, 川内村の合併)と安古市町(安村, 古市町の合併)の設置に関する文書。昭和29年5月の広島県の合併計画では, 八木村, 緑井村, 川内村の合併と, 祇園町, 古市町, 安村, 伴村の合併が提案されていたが, その後関係町村から, (1)安佐中学校組合を共同で設立している安村, 古市町, 川内村, 緑井村の4町村合併や, (2)祇園町, 古市町, 安村, 緑井村, 川内村, 八木村, 口田村の7町村合併による祇園市の新設など, ささまざまな案が出され, 調整の結果, 佐東町, 安古市町などが設置された。



市村合併/広島市編入(戸坂村・井口村・中山村)昭和29~31年度

【県行政文書(旧長期保存文書)100585】

安芸郡戸坂村, 中山村, 佐伯郡井口村の広島市への編入に関する文書。戸坂村については, 安佐郡祇園町を中心とする祇園市新設構想に加わるという別案が, 井口村については佐伯郡五日市町と合併する別案が, 中山村については安芸郡温品村, 安佐郡福木村と合併する別案があったが, 住民投票の結果などを踏まえて, 最終的に広島市への編入が選択された。



福山市旧山野村役場(国登録有形文化財)

福山市山野町山野

明治25年(1892)建築で, 県東部の現存する役場庁舎の中では最も古い。昭和53年(1978)に山野民俗資料収蔵庫(山野民俗資料館)として改修され, 平成26年(2014)4月に国の登録有形文化財に登録された。

町村合併関係綴 昭和28~30年度

山野村【山野村役場文書199607/5851】

昭和30年(1955)3月31日, 深安郡加茂村, 山野村, 広瀬村の合併により加茂町が成立した。この資料は, 昭和28年度以降, 山野村役場が近隣町村との合併を検討, 準備する過程で作成された文書である。県の合併計画では, 加茂, 山野, 広瀬, 加法の4村合併が構想されていたが, 山野村では, 交通の便が良く密接な関係にある岡山県後月郡芳井町との合併を求める意見も多く, 最終的には県の強い意向を受けて3村の合併で決着した。

広島県深安郡山野村役場文書

(広島県重要文化財)▶

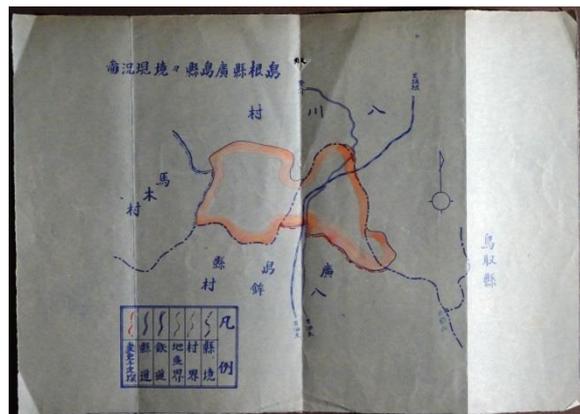
山野郷土資料保存会所蔵・広島県立文書館寄託

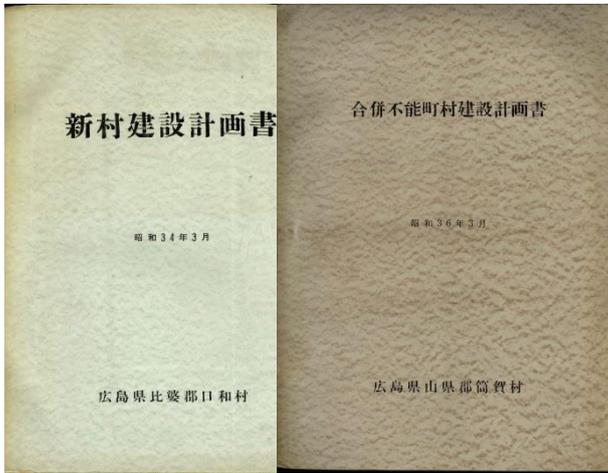
山野村役場に伝来した近世文書や, 近代・現代の行政文書などの文書群。元禄13年(1700)から昭和50年(1975)までの270年以上に及ぶ記録がまとまって残っており, 平成25年(2013)1月に, このうちの8,071点の文書が広島県重要文化財に指定された。



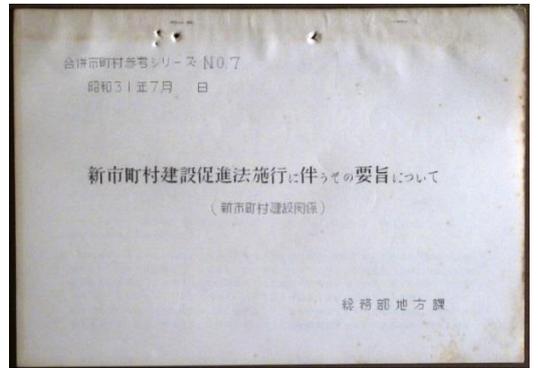
広島県・島根県境界変更 昭和26~28年度【県行政文書(旧長期保存文書)100551】▶

比婆郡八幡村油木(現在の庄原市西城町油木)の三井野原地区と島根県仁多郡八川村八川(現在の奥出雲八川)にまたがる開拓地は, 戦時中から島根県が主体となって開発が進められており, 三井野原開拓地の住民は, 交通の便がよく密接な関係にある八川村への編入を強く望んでいた。一方, 山県郡八幡村(現在の北広島町西八幡原)の一部住民は, 従来から島根県那賀郡波佐村大字波佐(現在の浜田市金城町波佐)の滝平地区の一部区域を採草地として利用しており, 開拓予定地でもあった同区域の八幡村への編入を要望していた。この2件については, 地域住民の意思が尊重され, 広島・島根両県議会の議決を経て, 昭和28年12月に越県編入合併が実現した。





◀各市町村の建設計画書
 【行政資料 X32/3, X84/1 (ほか)】
 新市町村建設促進法の第5・6条には、新市町村建設計画の調整について規定されている。市町村は、それぞれの財政力や事業の緊急度を踏まえ、組織運営の合理化に資するかどうかなどの観点から、建設計画を調整した。

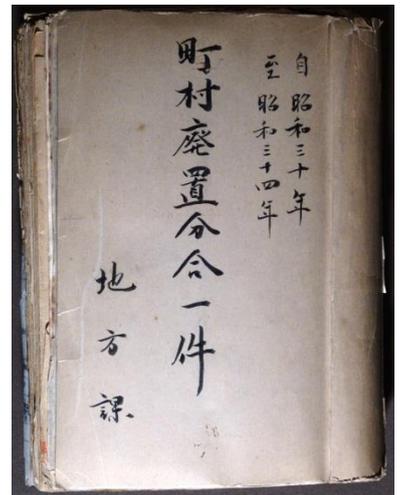


新市町村建設促進法施行に伴うその要旨について (新市町村建設関係) 昭和31年7月
 広島県総務部地方課 【行政資料 2050/03/156】

昭和31年(1956)9月30日に失効する町村合併促進法に代わって、同年6月30日に新市町村建設促進法が5年間の時限立法として施行された。この法律は、新市町村の建設促進に係る基本的な事項を定めるとともに、合併に伴う紛争の処理や、未合併町村の合併を強力に推進するための措置を規定したもので、市町村合併の総仕上げを行うことを目的としていた。



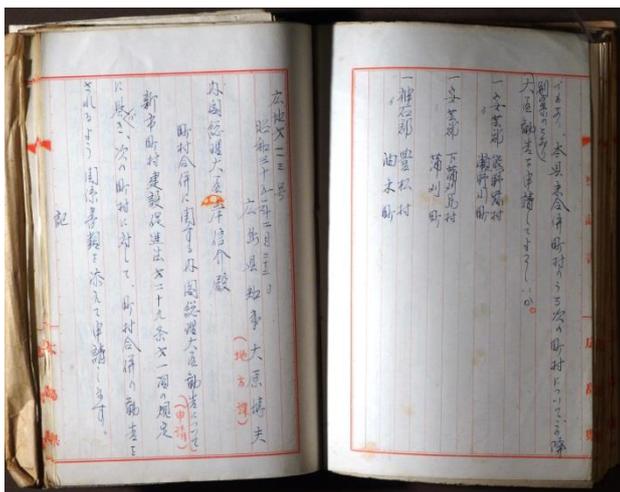
◀旧筒賀村役場庁舎
 (国登録有形文化財)
 山県郡安芸太田町中筒賀
 昭和11年(1936)落成。半円アーチ形開口部を持つ玄関ポーチと、2階中央部分の華やかな装飾が特徴的である。現在は、安芸太田町筒賀支所として利用されており、平成22年(2010)4月に国の登録有形文化財に登録された。



町村廃置分合一件 昭和30~34年 広島県総務部地方課 【県行政文書(旧長期保存文書) 100525】 ▶

昭和33年(1958)12月に閣議決定された国の町村合併最終処理方針に基づき、34年3月に広島県は町村合併最終処理計画を策定した。この計画では、未合併町村のうち、(1)神石郡油木町と豊松村、(2)賀茂郡西条町と寺西町、(3)安芸郡瀬野川町と熊野跡村、(4)安芸郡蒲刈町と下蒲刈島村、(5)竹原市と豊田郡東野町、(6)芦品郡新市町と藤尾村の6件を、合併の必要性が特に顕著なものとして位置付けた。

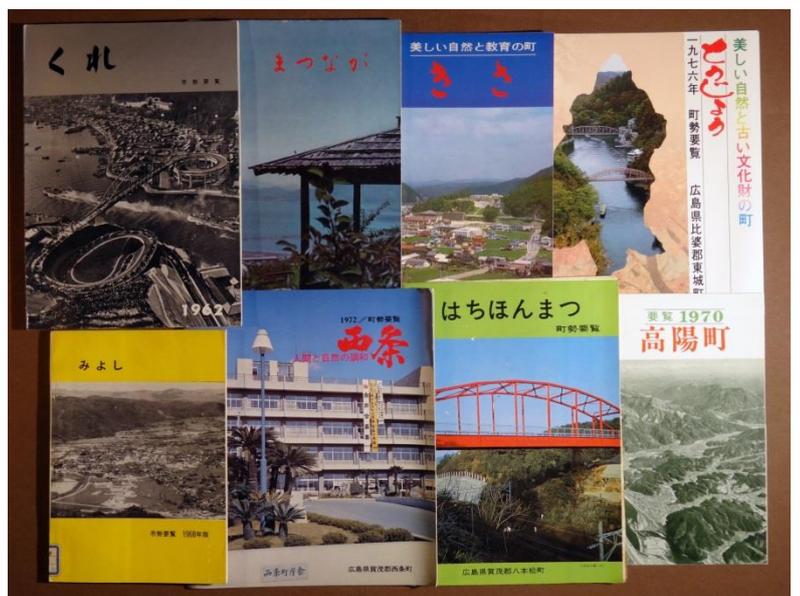
この計画による合併推進の結果、(6)については、同年7月に藤尾村を新市町と神石郡三和町へ分割編入合併することになり、(2)の合併も同年10月に実現した。



市町村の区域と名称/大臣勧告

昭和35年【県行政文書(旧長期保存文書) 100654】

昭和35年(1960)4月、未合併であった瀬野川町と熊野跡村、蒲刈町と下蒲刈島村、油木町と豊松村の3件について、広島県からの申請を受けて、内閣総理大臣から合併勧告が行われた。しかし、これらの合併は実現せず、広島県における「昭和の大合併」は一区切りとなった。その結果、新市町村建設促進法が失効した昭和36年6月の時点で、県内の市町村数は110(12市・98町村)となった。



各市町村の要覧 昭和30年代後半~50年代前半

【県行政文書 S01/92/427 所収, 行政資料 X07/33 (ほか)】

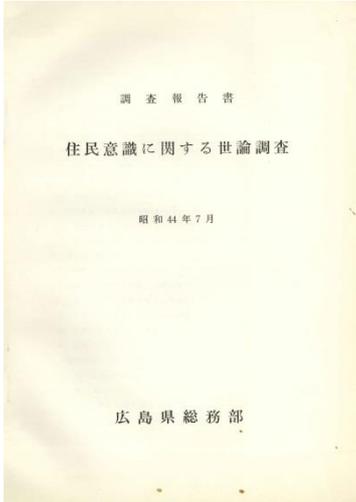
三 広島市町村圏の形成

昭和三十年代後半以降（一九六〇頃）、高度経済成長に伴う都市化の進展や交通通信網の発達により、社会・経済活動が従来の行政区域の枠組を越えて展開されるようになりました。このような状況に対応するために、行政の広域化が求められ、昭和四十年には、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）が制定されて、合併の機運が高まりました。

広島市は、昭和三十七年の全国総合開発計画で大規模地方開発都市に選定されましたが、市域が狭小で都市機能の集積が弱く、周辺地域との一体的整備が必要でした。昭和四十五年、広島市は周辺一九町村に合併を申し入れ、五十年までに一三町村と合併、五十五年四月に政令指定都市になりました。

県東部では、昭和三十八年の備後工業整備特別地域の指定を契機として、広域化の動きが活発化し、四十一年に福山市と松永市が合併、五十年までに芦田町、加茂町、駅家町が福山市に編入されました。

また、賀茂郡では、広島大学の統合移転が検討される中で、各町が連携を深め、昭和四十九年に西条、八本松、志和、高屋の四町が合併して、東広島市が誕生しました。



「調査報告書 住民意識に関する世論調査」 昭和44年7月

広島県総務部【行政資料2000/01/1886】

「広域行政関係資料」 昭和45年6月 広島県総務部地方課

【行政資料2050/95/138】

昭和44年(1969)6月、広島市、福山市、府中市とその周辺町村での住民意識の実態等を把握するため、広島県が実施した世論調査の報告書。この中で、過去の市町村合併（昭和の大合併）の評価を尋ねたところ、「よかったと思う」が52.9%、「よくなかったと思う」が7.0%、「わからない」が40.0%という結果になった。また、今後の3市を中心とした広域合併の賛否については、「賛成」が40.7%、「反対」が6.5%、「わからない」が52.8%となった。

広島県は、この調査において、住民の多くが合併してよかったと認めていることや、市町村の規模拡大によって財政力が充実したことを挙げて、「昭和の大合併」は成功だったと評価している。また、今後の市町村合併に対する県のスタンスとして、かつてのように強制的に進めるようなことはせず、関係地域に対する指導助言や調整的な役割を果たすべきだと述べている。

住民意識に関する世論調査（昭和44年6月）

1. 過去の合併の評価

(1) 合併してよかったか

地区	よかった	よくなかった	わからない
広島地区	44.2	6.3	49.4
福山地区	55.1	8.9	35.9
府中地区	69.2	4.8	26.5
全体	52.9	7.0	40.0

(2) 合併してよかったという理由（複数回答あり）

地区	施設がよくなった	地域が発展した	財政力が強くなった	都市化が進んだ	市(町)の方が体裁がいい	税金が安くなった	特にない
広島地区	29.9	49.4	15.2	7.8	5.2	1.3	16.0
福山地区	41.1	67.6	7.4	9.3	4.0	2.0	7.9
府中地区	47.3	74.0	26.0	15.8	4.8	0.7	4.8
全体	38.5	62.6	14.3	10.2	4.6	1.5	10.1

(3) 合併してよくなかったという理由（複数回答あり）

地区	面積が広くなりすぎた	行政が不親切になった	住民の声が行政に反映しにくくなった	単なる周辺地域になった	税金が高くなった	合併しても得にならない	特にない
広島地区	15.2	24.2	18.1	21.2	21.2	36.4	9.1
福山地区	1.5	40.1	37.2	23.4	24.8	27.7	13.9
府中地区	—	22.2	66.7	33.8	—	77.8	11.1
全体	6.5	32.3	33.1	23.6	20.9	36.1	11.8

2. 広島市（福山市・府中市）を中心とした周辺町村の合併について

(1) 合併に賛成か、反対か

地区	賛成	反対	わからない
広島地区	41.0	6.6	52.4
福山地区	39.0	6.6	54.4
府中地区	43.4	9.0	50.6
全体	40.7	6.5	52.8

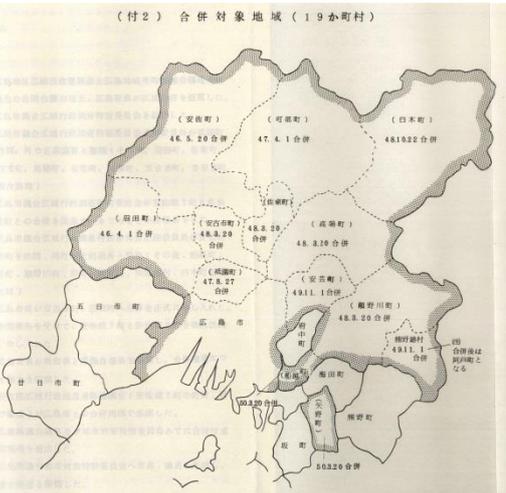
(2) 合併賛成の理由（周辺町村居住者対象、複数回答あり）

地区	施設がよくなる	地域が発展する	財政力が大きくなる	都市化に賛成	市になれば体裁がいい	税金が安くなるだろう
広島地区	29.2	61.2	29.0	13.5	4.5	6.1
福山地区	36.6	62.0	24.6	16.9	6.3	7.0
府中地区	50.0	65.0	47.5	15.0	5.0	—
全体	31.6	61.6	29.5	14.1	4.8	5.9

(3) 合併反対の理由（周辺町村居住者対象、複数回答あり）

地区	都市化に反対	行政が不親切になる	住民の声が行政に反映しにくくなる	市になるのはイヤ	単なる市の周辺地域になってしまう	税金が高くなるだろう	町村が結局は損をする
広島地区	4.5	21.4	20.1	9.1	16.2	61.7	24.7
福山地区	—	31.4	14.3	—	37.1	34.3	17.1
府中地区	—	28.6	35.7	14.3	42.9	7.1	14.3
全体	3.7	23.2	20.6	8.4	20.7	54.4	23.0

※ 単位は%



「合併の経過（昭和43年1月から昭和50年3月まで）」 昭和52年9月

広島市企画調整局広域行政対策室

【県行政文書S01/2014/418所収】

昭和45年4月に策定された「広島市基本構想」では、日常生活圏の拡大に対応し、市域の適正化を図るため、周辺町村との合併を進める方針が明記された。

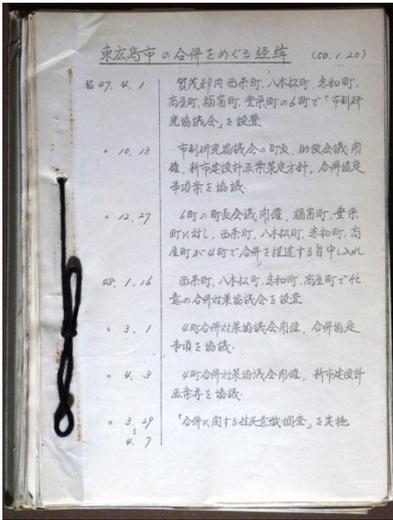
広島市は、この基本構想に基づいて、昭和45年5～8月に周辺19町村に対して合併を申し入れ、50年3月までに13町村との合併が実現した。



広島市・沼田町合併協議会（調印式）
昭和45年12月2日【広島市公文書館提供】



広島市政令指定都市記念式典
昭和55年4月1日【広島市公文書館提供】



◀市町村振興／東広島市
合併関係 (1)

昭和49年度【県行政文書
(旧長期保存文書) 105834]

賀茂学園都市の建設が検討される中、昭和47年(1972)4月に賀茂郡西条町、八木松町、志和町、高屋町、福富町、豊栄町の6町によって、市制研究協議会が設置された。その後、財政的な事情で外れた福富町と豊栄町を除く4町で、昭和48年1月に合併協議会が設置され、翌49年4月20日に東広島市が成立した。



「福山市ほか7町合併による
福山広域都市構想(案)」

昭和45年11月 福山市

【山野村役場文書 199607/5638】

福山市と沼隈郡内海町、沼隈町、深安郡中辺町、加茂町、芦品郡芦田町、駅家町、新市町の周辺7町の合併による広域都市建設の方針をまとめた構想案。

福山市と松永市の合併

昭和41年5月【福山市役所提供】

備後地区は、昭和38年(1963)7月に工業整備特別地域に指定され、福山市を中心とした広域合併の動きが活発化した。昭和41年5月には福山市と松永市が合併し、松永市役所は福山市松永支所になった。



◀賀茂学園都市 昭和56年度【県行政文書(広報写真) S05/2002/675】

広島大学は、昭和48年(1973)2月に賀茂郡西条町への統合移転を決定した。この空中写真は昭和56年度に撮影したもので、中央には翌57年に全学の先頭を切って移転した工学部の建物が見える。



平成に入ると、長期にわたる経済停滞の中で、人口減少や少子高齢化が進み、市町村をめぐり社会的・経済的環境は厳しさを増しました。このような状況の中で、基礎自治体としての市町村の自主性・自立性を高めることにより、地域の活性化を図るといふ分権改革が提唱され、平成十一年(一九九九)以降、市町村の行財政基盤を確立するために、全国的な合併政策が推進されました。いわゆる「平成の大合併」で、合併後の自治体数を一、〇〇〇とすることを目標に、合併特例債などの財政措置を講じて合併を推進した結果、平成二十二年四月までに全国の市町村は一、七二七に集約されました。

広島県は、平成十二年十二月に広島県市町村合併推進要綱を策定し、具体的な合併パターンを示して、市町村合併を支援しました。その結果、当時の一三市・七三町村が、平成十八年三月までに一四市・九町に再編され、市町村数の減少率は全国第二位の七三％に達しました。県は、分権改革を総合的に推進するため、平成十六年十一月に「分権改革推進計画」を策定し、市町への権限移譲を積極的に進めました。

四 「平成の大合併」

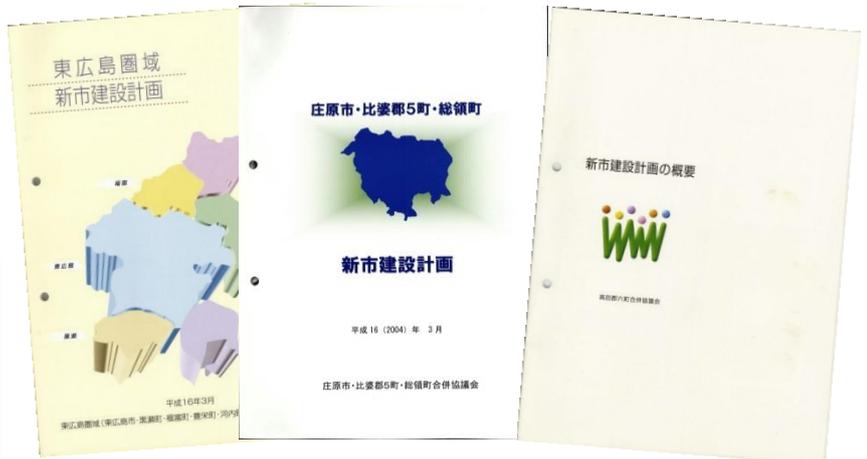
平成に入ると、長期にわたる経済停滞の中で、人口減少や少子高齢化が進み、市町村をめぐり社会的・経済的環境は厳しさを増しました。このような状況の中で、基礎自治体としての市町村の自主性・自立性を高めることにより、地域の活性化を図るといふ分権改革が提唱され、平成十一年(一九九九)以降、市町村の行財政基盤を確立するために、全国的な合併政策が推進されました。いわゆる「平成の大合併」で、合併後の自治体数を一、〇〇〇とすることを目標に、合併特例債などの財政措置を講じて合併を推進した結果、平成二十二年四月までに全国の市町村は一、七二七に集約されました。

「広島県市町村合併推進要綱」

平成12年11月【行政資料 2050/2000/848】

広島県が、市町村合併推進の指針として策定した要綱。市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)が期限切れとなる平成16年度末までを重点推進期間として、市町村の自主的取組を積極的に支援することにした。

※ 広島県における「平成の大合併」の成果と課題については、広島県ホームページに掲載の「市町村合併の成果と今後の課題について」(平成27年2月26日、市町行財政課)を参照。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/167944.pdf>



各市町村の合併建設計画【行政資料 2050/2009/2014 ほか】

「平成の大合併」前の市町村



「平成の大合併」後の市町村



主要参考文献

- ・『広島県市町村合併史』 広島県総務部地方課編 (昭和36年3月)
- ・『広島県史』近代1 広島県 (昭和55年3月)
- ・『広島県史』現代 広島県 (昭和58年3月)
- ・『戦後五十年広島県政のあゆみ』 広島県 (平成8年3月)
- ・『県政概要 (平成6 (1994) - 平成21 (2009) 年度)』 広島県 (平成25年3月)
- ・「市町村合併 (市町行政課)」 (広島県ホームページ)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/shichosongappei.html>

広島県立文書館収蔵文書展

広島県の市町村合併

発行 平成28年(2016)3月28日
 編集・発行 広島県立文書館 (担当 荒木 清二)
 〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47
 TEL 082-245-8444 FAX 082-245-4541
 E-mail monjokan@pref.hiroshima.lg.jp